

学校生活のきまり

令和6年4月1日

生活指導部

1 登校・下校

- (1) 午前7時から8時20分(学級タイム[T]開始)までの間に登校する。8時25分以降は遅刻とする。遅刻した者は、すみやかに教室に入ること。
- (2) 各時間の授業について、15分以上遅刻した者は欠課扱いとなる。
- (3) 下校時刻は年間を通じて午後5時とし、以後の居残りは原則として認めない。ただし、部活動特別居残り活動届により認められたものについては、担当教員の責任のもと、午後6時まで最終下校時刻を延長することができる。自習室での自習は午後7時までとする。
なお、長期休業中の下校時刻は午後4時30分とする。自習室も午後4時30分までとする。
- (4) 始業時刻から終業時刻まで外出しないことを原則とする。ただし、特別の理由があって外出する者は、担任(担任不在の場合は他の学年担任)より外出許可を得る。
- (5) 早退をする場合は、養護教諭もしくは担任(担任不在の場合は他の学年担任)の許可を得て下校し、自宅に到着後担任に電話する。
- (6) オートバイ・自転車による通学は禁止する。
- (7) 土曜・日曜・祝日等の休校日について、土曜講習と部活動以外は登校しないことを原則とする。
- (8) 土曜・日曜・祝日は、自習室を使用することはできない。
- (9) 閉庁日及び12月29日から1月3日は登校禁止とする。

2 服装・頭髪

- (1) 本校生徒は本校の定める制服を着用する。上着(学ラン、ブレザー)には本校制定のバッジを必ず付ける。
- (2) ワイシャツ及びブラウスの色は白色に限り、ポロシャツ及びカラーシャツは不可とする。

- (3) 登下校時は上着を着用する。ただし、気候に応じて上着なしも可とする。
- (4) カーディガン、セーター、ベストのみの登下校は不可とする。
- (5) カーディガン、セーター、ベストを上着の下に着用する場合は、色は単色で黒、紺、グレー、白、茶、クリームのみとする。
- (6) 気候に応じてグレー色のスラックス、スカートも可とする。
- (7) パーカー及びトレーナーは不可とする。
- (8) コート、靴等は華美なものをさける。
- (9) 土曜、日曜、祝日及び休業中に登校する場合も定められた制服で登校する。
- (10) やむを得ない事情で前記以外の服装をする場合には、諸届欄にその旨を記入し学級担任の許可を受ける。
- (11) 頭髪に手を加えてはならない。

3 その他

- (1) 教科担任不在による自習の際は教室で学習する。教室の外に出たり、自習室を使用したりしないこと。
- (2) 登校・下校の際は掲示物に注意を払う。
- (3) 校内設備並びに教具等を破損した場合には、関係の先生に申し出て指示を受ける。場合によっては弁償の責任を負うこともある。
- (4) 所属教室、所属部室以外の場所の使用を希望する場合には、あらかじめ許可を得ること。
- (5) 所持品の管理に留意し、必ず学年、組、氏名を記入する（教室移動及び部活動の際、貴重品は必ずロッカーに入れて施錠するか、現場に持っていくこと）。
- (6) 掲示物については、生活指導部の指導の下、認印を貰った上で、所定の場所に掲示する。
- (7) 印刷物の配布については事前に生活指導部の許可を得る。
- (8) エレベーターについては、生徒の使用を禁止する。